静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月3日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会規則第1号

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則 静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則(昭和30年静岡県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する

つ に改止する。	
改正前	改正後
(給料月額)	(給料月額)
第2条 (略)	第2条 (略)
	2 条例の規定による退職手当の計算の基礎と
	なる給料月額は、職員が休職、停職、減給そ
	<u>の他の理由によりその給料(これに相当する</u>
	給与を含む。以下同じ。)の一部又は全部を支
	給されない場合においては、これらの理由が
	ないと仮定した場合においてその者が受ける
	べき給料月額とする。
(基礎在職期間)	(基礎在職期間)
第2条の2 (略)	第2条の2 (略)

- (1) (略)
- (2) 条例<u>附則第24項</u>の規定により退職手当の 算定の基礎となる勤続期間の計算について 職員としての引き続いた在職期間とみなさ れる日本たばこ産業株式会社及び日本電信 電話株式会社の職員としての在職期間
- (3) 条例<u>附則第25項</u>の規定により退職手当の 算定の基礎となる勤続期間の計算について 職員としての引き続いた在職期間とみなさ れる旧日本国有鉄道の職員としての在職期 間
- (4) 条例<u>附則第26項</u>の規定により退職手当の 算定の基礎となる勤続期間の計算について 職員としての引き続いた在職期間とみなさ れる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄 道の職員としての在職期間及び昭和62年4 月1日以後の承継法人等の職員としての在

- (1) (略)
- (2) 条例<u>附則第3項</u>の規定により退職手当の 算定の基礎となる勤続期間の計算について 職員としての引き続いた在職期間とみなさ れる日本たばこ産業株式会社及び日本電信 電話株式会社の職員としての在職期間
- (3) 条例附則第4項の規定により退職手当の 算定の基礎となる勤続期間の計算について 職員としての引き続いた在職期間とみなさ れる旧日本国有鉄道の職員としての在職期 間
- (4) 条例<u>附則第5項</u>の規定により退職手当の 算定の基礎となる勤続期間の計算について 職員としての引き続いた在職期間とみなさ れる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄 道の職員としての在職期間及び昭和62年4 月1日以後の承継法人等の職員としての在

職期間

- (5) 条例附則第27項の規定により退職手当の 算定の基礎となる勤続期間の計算について 職員としての引き続いた在職期間とみなさ れる旧日本国有鉄道の職員としての在職期 間、旧事業団の職員としての在職期間及び 旧公団の職員としての在職期間
- (6) 条例<u>附則第31項</u>の規定により第7条第5 項第2号に規定する公庫等とみなされる財団法人2002年ワールドカップサッカー大会 日本組織委員会の職員としての在職期間
- (7) 条例<u>附則第33項</u>の規定により退職手当の 算定の基礎となる勤続期間の計算について 職員としての引き続いた在職期間とみなさ れる国立大学法人等の職員としての引き続 いた在職期間

(8) • (9) (略)

(調整月額に順位を付す方法等)

第2条の6 (略)

職期間

- (5) 条例附則第6項の規定により退職手当の 算定の基礎となる勤続期間の計算について 職員としての引き続いた在職期間とみなさ れる旧日本国有鉄道の職員としての在職期 間、旧事業団の職員としての在職期間及び 旧公団の職員としての在職期間
- (6) 条例<u>附則第10項</u>の規定により第7条第5 項第2号に規定する公庫等とみなされる財団法人2002年ワールドカップサッカー大会 日本組織委員会の職員としての在職期間
- (7) 条例<u>附則第11項</u>の規定により退職手当の 算定の基礎となる勤続期間の計算について 職員としての引き続いた在職期間とみなさ れる国立大学法人等の職員としての引き続 いた在職期間

(8) • (9) (略)

(調整月額に順位を付す方法等)

第2条の6 (略)

<u>(退職手当の在職期間に係る高齢者部分休</u> 業期間の計算)

第2条の7 静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年静岡県条例第41号)第4条に規定するその勤務しなかつた期間(以下「高齢者部分休業期間」という。)及び次条に規定する高齢者部分休業期間を月数に換算する場合は、7時間45分をもつて1日とし、30日をもつて1月とする。この場合において、1月未満の端数があるときには、その端数は、切り捨てる。

(退職手当の調整額の算定対象から除外する 高齢者部分休業期間)

第2条の8 退職した者の基礎在職期間中に高 齢者部分休業期間が含まれる場合における条 例第6条の4第1項の規定の適用について は、その者が属していた職員の区分が同一で (基本給月額に準ずる額)

第3条 (略)

(勧奨の記録の作成と保管)

第5条の2 条例<u>第5条の5</u>に規定する勧奨の 記録(様式第1号の2。以下「退職勧奨の記 録」という。)は、任命権者又はその委任を受 けた者が作成する。

2·3 (略)

附則

- 1 この規則は、昭和30年4月1日から適用する。<u>ただし、条例附則第2項の規定による退職手当については、昭和30年3月31日から適</u>用する。
- 2 平成13年1月1日から平成15年3月31日までの間に退職した者(その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。) にあつては、別表第2号様式中「0.02」とあるのは、「0.03」とする。
- 3 条例附則第34項の教育委員会規則で定める機関とは、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第117号)第2条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)により設置された国立大学、国立短期大学及び国立養護学校をいう。
- 4 条例<u>附則第34項</u>の第7条第5項に規定する 事由によつて引き続いて職員となり、かつ、 引き続いて職員として在職した後引き続いて

ある高齢者部分休業期間ごとにそれぞれその 勤務しなかつた高齢者部分休業期間の2分の 1に相当する期間に相当する月数(当該相当 する月数に1未満の端数があるときは、これ を切り上げた数)を当該高齢者部分休業期間 の最初の月から順次に数えてその月数になる までにある月を基礎在職期間から除く。

(基本給月額に準ずる額)

第3条 (略)

(勧奨の記録の作成と保管)

第5条の2 条例<u>第5条の6</u>に規定する勧奨の 記録(様式第1号の2。以下「退職勧奨の記 録」という。)は、任命権者又はその委任を受 けた者が作成する。

2·3 (略)

附則

1 この規則は、昭和30年4月1日から適用する。

- 2 条例<u>附則第12項</u>の教育委員会規則で定める機関とは、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第117号)第2条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)により設置された国立大学、国立短期大学及び国立養護学校をいう。
- 3 条例<u>附則第12項</u>の第7条第5項に規定する 事由によつて引き続いて職員となり、かつ、 引き続いて職員として在職した後引き続いて

国立大学法人等の職員となった場合に準ずる場合として教育委員会規則で定める場合とは、条例第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員以外の地方公務員等となり、かつ、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合をいう。

- 5 条例<u>附則第35項</u>ただし書に規定する教育委員会規則で定める額は、第3条各号に規定する給料の月額とする。
- 6 (略)

国立大学法人等の職員となった場合に準ずる場合として教育委員会規則で定める場合とは、条例第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員以外の地方公務員等となり、かつ、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合をいう。

- 4 条例<u>附則第13項</u>ただし書に規定する教育委員会規則で定める額は、第3条各号に規定する給料の月額とする。
- 5 (略)
- 6 条例第3条第2項の規定は、11年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者、同条第1項の規定に該当する者及び条例附則第20項各号に掲げる者を除く。)に対しては適用しない。
- 7 条例附則第21項の適用による退職日給料月 額には、給与条例附則第16項等の規定による 給料に関する規則(静岡県人事委員会規則7 -1267)第1条に規定する管理監督職勤務上 限年齢調整額を含むものとする。
- 8 条例附則第22項に規定する7割措置減額日 において条例第5条の2第1項の理由により 給料月額が減額されたことがある場合におけ る条例附則第22項の規定の適用については、 「当該7割措置減額日における当該理由によ り減額されなかつたものとした場合のその者 の給料月額」とあるのは、「当該7割措置減 額日における当該理由による減額及び第5条 の2第1項の理由による減額がされなかつた ものとした場合のその者の給料月額」と読み 替えるものとする。
- 9 条例附則第25項に規定する教育委員会規則

- で定める者は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 条例附則第25項各号に掲げる者であって、当該者の他の職への異動に伴って退職の目において定められているその者に係る定年がそれぞれ同項各号に掲げる年齢を超える者
- ② その他県教育委員会が前号に準ずると認める者
- 10 条例附則第29項の教育委員会規則で定める 者は、任命権者又はその委任を受けた者の要 請に応じ、引き続いて次の各号に掲げる者に なるために退職し、かつ、当該各号に掲げる ものとして在職した後に引き続いて再び職員 となつたものとする。
 - (1) 国家公務員
 - (2) 静岡県職員の公益的法人等への派遣等に 関する条例(平成13年静岡県条例第59号) 第12条第1号に規定する退職派遣者
 - (3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第 117号)第79条第1項に規定する地方派遣職員
 - (4) その他県教育委員会が前各号に準ずると 認める者
- 11 条例附則第29項に掲げる職員のうち、職員 以外の地方公務員又は前項各号に掲げるもの として在職した期間において、職員であつた ものとした場合に、給与条例附則第16項等の 規定による給料に関する規則第10条に規定す る仮定特定日がある者については、職員以外 の地方公務員又は前項各号に掲げるものとし ての在職期間において、引き続き職員であつ たものとした場合に当該職員が受けることと なる給料月額に相当する額をその者が受けて いた給料月額とみなして、条例第5条の2又 は条例附則第22項若しくは第23項の規定を適

用する。

12 附則第8項又は前項の規定により退職手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる者の退職手当の基本額については、 県教育委員会の承認を得て、附則第8項又は前項の規定の例により必要な調整を行うことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。